

船舶事故調査報告書

平成29年1月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

| | |
|-------------|---|
| 事故の種類 | 乗組員負傷 |
| 発生日時 | 平成28年4月2日 14時55分ごろ |
| 発生場所 | 青森県八戸市八戸港 ^{しろがね} 白銀ふ頭付近 八戸港 ^{さめ} 鮫内防波堤3号灯台から真方位224°640m付近 (概位 北緯40°31.9′ 東経141°32.9′) |
| 事故の概要 | 巡視船まべちは、係留作業中、乗組員が負傷した。 |
| 事故調査の経過 | 平成28年5月25日、主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済 |
| 事実情報 | |
| 船種船名、総トン数 | 巡視船 まべち、533.32トン |
| 船舶番号、船舶所有者等 | 126163、国土交通省 |
| 乗組員等に関する情報 | 船長、二級（航海） 乗組員A、一級小型 |
| 負傷者 | 軽傷 1人（乗組員A） |
| 損傷 | 右舷揚錨機ブレーキハンドルの ^{はしゆ} 把手に折損 |
| 気象・海象 | 気象：天気 晴れ、風向 東南東、風力 5、視程 約10km 海象：波高 約0.5m |
| 事故の経過 | <p>本船は、船長及び乗組員Aほか15人が乗り組み、係留索（全長約80m）をビットに取ったものの、船体が風で圧流され、係留索を巻き取ろうとしたが巻き取ることも、右舷揚錨機のドラムへの巻き数を増やすこともできず、係留索が繰り出された。</p> <p>本船は、係留索が、全て繰り出され、リールに端が止めてあったので緊張した際、‘右舷揚錨機ブレーキハンドルの把手’（以下「本件把手」という。）で僅かに屈曲する状況となっていたので、本件把手を折損させ、折損した本件把手が前部甲板に配置していた乗組員Aの作業用革手袋をはめた右手に当たり、乗組員Aが右環指基節骨折等を負った。</p> <p>乗組員Aは、同僚の車で病院に搬送されて治療を受け、4月2日のうちに本船に帰船した。</p> <p>本船は、繰り出された係留索の巻取りができなくなった際、船長が前部甲板の作業者に避難を指示し、本事故時、船長の指示で避難した乗組員Aが右舷揚錨機のブレーキハンドルの右舷横を移動していた。</p> |
| 分析 | 本船は、係留作業中、船体が風で圧流されて係留索が本件把手で僅かに屈曲する状況になっていたことから、係留索が緊張した際に本件把手を折損し、折損した本件把手が乗組員Aの右手に当たり、乗組員Aが負傷したものと考えられる。 |
| 原因 | 本事故は、本船が、係留作業中、船体が風で圧流されて係留索が本 |

| | |
|-----------|--|
| | <p>件把手で僅かに屈曲する状況になっていたため、係留索が緊張した際に本件把手を折損し、折損した本件把手が乗組員Aの右手に当たったことにより発生したものと考えられる。</p> |
| 参考 | <p>本船は、本事故後、同種事故の再発防止策として、揚錨機ブレーキハンドルの把手を取り外した。</p> <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・揚錨機を使って係留作業を行う際は、張力に勝る摩擦力が得られるようドラムに巻き付けた係留索の巻き数を調整することが望ましい。 |